

# 目 次

第Ⅰ編 工事監理ガイドライン (平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課) .....	1
第Ⅱ編 解 説 .....	47
Ⅱ－1 策定の経緯・目的 .....	48
構造計算書偽装問題への対応 .....	48
ガイドライン策定の目的 .....	49
Ⅱ－2 工事監理業務について .....	50
建築士法における工事監理 .....	50
新しい業務報酬基準における工事監理 .....	51
工事監理に関し関係者の果たすべき役割 .....	53
「工事監理」と「監理」 .....	55
Ⅱ－3 ガイドラインについて .....	56
第Ⅲ編 参考資料 .....	71
Ⅲ－1 国土交通省告示第15号（抜粋） .....	72
Ⅲ－2 「工事監理と監理の関係」及び 「工事監理ガイドラインと告示第15号の関係」イメージ図 .....	76
Ⅲ－3 工事監理ガイドラインQ&A .....	77
Ⅲ－4 工事監理ガイドライン策定委員会名簿 .....	80



# 工事監理ガイドライン

(平成21年9月1日 国土交通省住宅局建築指導課)



事 務 連 絡

平成 21 年 9 月 1 日

各都道府県建築主務部長 様

国土交通省住宅局建築指導課長

## 工事監理ガイドラインの策定について

構造計算書偽装問題への対応としてとりまとめられた「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」（平成 18 年 8 月社会資本整備審議会答申）を踏まえ、今般、工事監理ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を策定いたしました。

このガイドラインは、「建築士法第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成二十一年国土交通省告示第十五号）において、「工事監理に関する標準業務」とされているもののうち、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示するものです。

適正な工事監理を行うためには、ガイドラインの内容を建築主及び建築士双方が理解のうえで、個別の工事に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定することが重要と考えられます。

なお、この際にガイドラインに基づいて工事監理を行うことが強制されるものではありません。

こうした点に留意のうえ、このガイドラインが実態に即した運用となるよう、関係者に適切に周知していただきますようお願いいたします。

# I

## 工事監理ガイドライン

### 1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）別添一第 2 項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。

### 2. 用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

工事監理 : その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認することをいう。

工事監理者 : 工事監理をする者をいう。

- 建築主 : 建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 工事施工者 : 建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。
- 設計図書 : 建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。
- 品質管理記録 : 自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関して行う品質管理に係る記録をいう。
- 立会い確認 : 施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。
- 書類確認 : 施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

### 3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

#### (1) 基本的な考え方

工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行う

こととされているが、その具体的方法等は、(2) 及び (3) によることが考えられる。

## (2) 具体的方法等

工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。

### ① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおりを実施されていると確認された（以下「合格した」という。）工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

### ② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程（当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。）については、抽出による確認を実施する。

### ③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。

## (3) 記録の整備

工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築士法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

## 4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

### (1) 確認項目及び確認方法の例示一覧

建築士法において工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていないが、個別の工事に応じた「工事と設計図書との照合及び確認」について、確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。

- ① 非木造建築物 建築工事（別紙1）
- ② 非木造建築物 電気設備工事（別紙2）
- ③ 非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事（別紙3）
- ④ 非木造建築物 昇降機等工事（別紙4）
- ⑤ 戸建木造住宅（別紙5）

### (2) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

#### ① 「一般共通事項」

「工事の種別」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別における確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用すること。

#### ② 「確認項目」欄

(イ) 「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は適用しないこと。

(ロ) 設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

③ 「具体的な確認方法」欄

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。

# 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 建築工事）

別紙 1

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格（認定を受けた材料を含む）</li> <li>品質、性能</li> <li>ホルムアルデヒド等の発散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認</li> <li>①規格品であることの確認</li> <li>②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認</li> <li>③材料の各報告書を受理し、内容を確認</li> </ul>
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けた工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認</li> <li>①規格品であることの確認</li> <li>②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認</li> <li>③材料の各報告書を受理し、内容を確認</li> </ul>
2. 仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り 2) ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・計測記録等に係る書類確認</li> </ul>
	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>設計 GL との関係（高さ）を自主検査記録・計測定記録・工事写真等により書類確認</li> </ul>
3. 土工事	3.2 施工	1) 根切り 2) 埋戻し及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・材料搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
4. 地業工事	4.1 材料	1) 既製コンクリート杭及び鋼杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・製造所名、規格、品質、種類、径、長さ、先端補強、標尺表示</li> <li>・外觀（割れ・傷）</li> <li>・継手部の溶接材料（溶接棒の規格）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 場所打ちコンクリート杭	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋（規格・種類・径・品質証明）</li> <li>・コンクリート（6.1材料、6.2コンクリート打設 2）コンクリート受入れによる）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		3) 砂利、砂及び捨コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂利（規格・種類・粒度）</li> <li>・砂（種類・粒度）</li> <li>・無筋コンクリート（強度・スランプ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
4.2 施工	1) 既製コンクリート杭地業及び鋼杭地業	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格（溶接技能者）</li> <li>・継手の状態（杭の軸線・溶接部・機械式継手）</li> <li>・杭頭の処理・補強</li> <li>・杭の位置（施工前の杭心・施工後の偏心量と杭頭の高さ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		打込工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プレボーリング併用の場合（掘削深さ・オーガー径・オーガーの垂直度・支持地盤・支持地盤への根入れ深さ）</li> <li>・建入れ（垂直度）</li> <li>・落下高さ、打撃回数、貫入量、高止まり量、リバウンド量、支持力</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		セメントミルク工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オーガー、杭本体の垂直度</li> <li>・支持地盤、オーガーの支持地盤への根入れ深さ</li> <li>・安定液（濃度）</li> <li>・根固め液（水セメント比・浸透・注入量・管理試験）</li> <li>・杭周固定液（浸透・注入量・管理試験）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		特定埋込杭工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築基準法に基づき埋込み工法として認定を受けた条件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	2) 場所打ちコンクリート杭地業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋かごの組立（径・本数・長さ・間隔・継手長さ・帯筋・スペーサー・補強リング・溶接）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
5. 鉄筋工事	4.3 試験	資格 (施工管理技術者) 位置、掘削深さ、径、支持地盤、支持地盤への根入れ深さ 鉄筋継手の重ね長さと主筋の結束 スライム処理 コンクリート打設 (トレミー管の先端位置・コンクリートの天端位置) 杭の位置 (施工前の杭心・施工後の偏心量) アースドリル工法 (安定液の品質管理・掘削孔の垂直度) ベント工法 (上部ケーシングチューブの垂直度・鉄筋かごの共上がり) リバーササーキュレーション工法 (泥水管理・掘削機の水と垂直度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		3) 砂利、砂及び捨コンクリート地業 砂利及び砂地業 敷均し及び締固め (使用機器 1 層毎の転圧厚さ・ゆのみ・ひび割れ) 仕上げ (天端高さ・厚さ・平たんさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		捨コンクリート地業 仕上げ (天端高さ・厚さ・平たんさ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		1) 試験杭 杭長、位置、支持地盤の土質、支持地盤への根入れ深さ 杭の施工状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験杭報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	5.1 材料	2) 杭の載荷試験 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		3) 地盤の載荷試験 載荷時間、沈下量、最大荷重、許容支持力	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>載荷試験報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		4) コンクリートの試験 6.3 試験による	<ul style="list-style-type: none"> <li>6.3 試験による</li> </ul>
		鉄筋 (規格・種類・径・品質証明) スパーサー (材質・形状・寸法) 溶接金網 (規格・径・網目の形状・寸法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	5.2 施工	1) 圧接継手 資格 (圧接技能者・圧接継手管理技士・鉄筋ガス圧接超音波探傷検査技師資格者) 溶接作業条件 (降雨・強風) 圧接端面 (平滑処理・面取り・鉄筋冷間直角切断機の使用) 径の異なる鉄筋の圧接 圧接の位置及び隣接する鉄筋の圧接位置との間隔	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・技師資格証明書・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 特殊な継手 機械式継手 (工法・外観) 溶接継手 (工法・外観・溶接長さ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
6. コンクリート 工事	3) 配筋	<ul style="list-style-type: none"> <li>加工（種類・径・長さ・折り曲げ）</li> <li>あばら筋の加工形状（接合する部材の寸法を考慮）</li> <li>組立（結束・鉄筋位置・本数・最小かぶり厚さ・鉄筋主筋相互のあき・帯筋間隔・あばら筋間隔・鉄筋の水平度と垂角度）</li> <li>継手（位置・長さ・方法）</li> <li>定着（位置・長さ・方法・余長・フック）</li> <li>貫通孔補強、開口補強、打ち継ぎ部の補強、打ち増し部の補強</li> <li>スベーク（形状・位置・間隔）</li> <li>差し筋の位置と長さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類</li> </ul>
	5.3 試験	1) ガス圧接  外観（ふくらみの形状・寸法・圧接面のずれ・圧接部の折れ曲り・鉄筋中心軸の偏心量・たれ・焼き割れ） 内部欠陥（不溶着部） 試験片採取後の処置  不合格となった圧接部の修正 外観試験の不合格部の修正 抜取試験による不合格部の修正	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験（外観試験・引張試験・超音波探傷試験）に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・施工記録・修正記録・工事写真等に係る書類確認</li> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
6.2 施工	6.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント（規格・種類）</li> <li>骨材（規格・種類・吸水率・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨材の最大寸法）</li> <li>水（規格）</li> <li>混和材料（規格・種類）</li> <li>型枠（種類・形状）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	1) 型枠の加工及び組立	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要墨、部材断面、建入れ</li> <li>目地、構造スリット（位置・形状）</li> <li>埋め込み金物（建具・アンカーボルト・インサート・スリーブ）</li> <li>セパレータ（種類・間隔）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	2) コンクリート打込み	コンクリートの受入れ 指定コンクリートであることの確認  打込み ・打込み箇所の清掃、型枠散水、落下高さ、打込み順序、打込み時間の間隔 ・締固め ・打継ぎ面の処理（仕切り型枠・止水処理・清掃・レイタンスの除去）  養生 ・養生温度、初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生 ・コンクリート打設中の鉄筋保護の養生	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		打込み後、コンクリートの打上り状態 ・型枠支柱存置期間 ・部材断面の寸法、平たんさ ・部材位置、開口部位置、目地位置 ・欠陥（ひび割れ・たわみ・じゃんか・空洞・コーールドジョイント）	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
6.3 試験	1) フレッシュコンクリート	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、運搬時間、スランプ、フロー、空気量、塩化物量、コンクリート温度</li> <li>テストピースの採取</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	2) 構造体コンクリート強度試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>圧縮強度、管理材齢</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
7. 鉄骨工事	7.1 材料	1) 鉄骨	<ul style="list-style-type: none"> <li>鋼材（規格・材質・種類・断面寸法・品質証明）</li> <li>高力ボルト、普通ボルト、アンカーボルト（規格・種類・寸法・ねじ形状）</li> <li>頭付スタッド（規格・種類・寸法）</li> <li>溶接材料（鋼材の組合せ適否・保管）</li> <li>デッキプレート</li> <li>錆止め塗料</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付工法</li> <li>耐火板張り</li> <li>耐火材巻付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・材料の認定書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
7.2 施工	1) 資格	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接施工管理技術者、溶接技能者</li> <li>溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施工管理技術者、縮付け技能者</li> <li>専門検査会社の非破壊試験検査技術者、建築鉄骨超音波検査技術者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・資格証明書等に係る書類確認</li> </ul>	
		2) 製作	<ul style="list-style-type: none"> <li>製品</li> <li>形状、寸法、ボルト孔の径、スリーブ、開口部の補強</li> <li>溶接状態</li> <li>摩擦面（まくれ、ひずみ、へこみ、錆の状態）</li> <li>スタッドボルト（径・本数・配置）</li> <li>錆止め塗装範囲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・製品確認記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶接作業条件（作業場所の気温・降雨・降雪・風）</li> <li>溶接着手前（隙間・食違い・ダイヤフラムとフランジのずれ・ルート間隔・開先角度・組立・エンドタブ）</li> <li>溶接作業中（予熱・溶接順序・溶接姿勢・溶接棒径・ワイヤ径・溶接電流・アーク電圧・入熱・バス間温度・スラッグの清掃・裏はつり）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
		4) ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>高力ボルト</li> <li>摩擦面の状態、ピンテールの破断、とも回り有無、ナット回転量、ボルト余長</li> <li>普通ボルト</li> <li>ボルト余長、座金有無、戻り止めの方法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・締付け確認の記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	5) 鉄骨建方	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンカーボルトの設置（位置・定着長さ・固定・養生・柱底均しモルタルの厚さ）</li> <li>建方精度（柱の倒れ・スパン長さ・梁の湾曲・接合部精度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・建方測定記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
		6) 耐火被覆	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地（浮き錆・付着油の除去）</li> <li>被覆厚さ</li> <li>耐火表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
	7) 錆止め塗装	<ul style="list-style-type: none"> <li>未塗装範囲</li> <li>塗装損傷部分の補修状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	8) 溶融亜鉛めっき工法	<ul style="list-style-type: none"> <li>溶融亜鉛めっき</li> <li>めっき付着量、溶接部の割れ、仕上り状態、傷の補修状態</li> <li>溶融亜鉛めっき高力ボルト</li> <li>摩擦面の処理</li> <li>締付け（マーキングのずれ・ナット回転量・ボルト余長）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
7.3 試験	1) 溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観（アンダーカット・ピット・オーバーラップ・割れ・クレーター・溶接ビード面形状・スラグ除去不良・すみ肉の脚長不足・突合せの余盛不足）</li> <li>突合せ溶接部食違い、ダイヤフラムとフランジのずれ</li> <li>内部欠陥（ブローホール・溶け込み不足・割れ・スラグ巻き込み）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>超音波探傷試験に係る立会い確認</li> <li>試験報告書・超音波探傷試験報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	2) スタッド溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>不合格溶接の補修</li> <li>外観（欠陥の補修状態）</li> <li>内部欠陥（欠陥の補修状態）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>超音波探傷試験に係る立会い確認</li> <li>再試験成績書・超音波探傷試験報告書・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	2) スタッド溶接接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>外観（アンダーカット・仕上り高さ・傾き）</li> <li>打撃曲げ試験（曲げ角度・割れ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
8. コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事	8.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートブロック</li> <li>コンクリートブロック（規格・種類・寸法）</li> <li>モルタル（調合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>再試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	2) ALCパネル・押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> <li>ALCパネル、押出成形セメント板（規格・種類・寸法）</li> <li>取付け金物（規格）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
8.2 施工	1) コンクリートブロック	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋（径・間隔）</li> <li>まぐさ受け補強</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	2) ALCパネル・押出成形セメント板	<ul style="list-style-type: none"> <li>建込（取付け金物・耐火材料の充填・開口補強材・錆止め・溶接部の処理・自重受け・埋込みアンカー・取付け金物の耐火処理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
9. 防水工事	9.1 材料	1) アスファルト防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、厚さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
9.2 施工	2) 改質アスファルトシート防水	・規格、種類、厚さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	・規格、種類、厚さ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	4) 塗膜防水	・規格、種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	5) シーリング	・規格、種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	1) アスファルト防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地 (乾燥状態)</li> <li>・ルーフィング張り (端部・立上り・ドレン回り)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	2) 改質アスファルトシート防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地 (乾燥状態)</li> <li>・張付け、押え金物の取付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3) 合成高分子系ルーフィングシート防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地</li> <li>・ルーフィングシート張付け、固定金具の取付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	4) 塗膜防水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地 (乾燥状態)</li> <li>・防水材の使用量又は膜厚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	5) シーリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工時の気象</li> <li>・目地寸法 (幅・深さ)</li> <li>・接着力 (引張接着性試験・簡易接着性試験)</li> <li>・施工後確認 (充填・硬化・接着)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視、指触に係る確認</li> <li>・切り取り試験に係る確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
10. 石工事	10.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>石材（規格・種類・形状・色調・仕上げ）</li> <li>モルタル（調合）</li> <li>取付け金物（規格・種類・形状）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>見本との照合</li> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	10.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地（鉄筋・アンカー・取付け金物・錆止め）</li> <li>裏面処理</li> <li>取付け（取付け金物・裏ごめモルタル・だぼの固定）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	11.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイル製品（規格・種類・形状・色調・裏足の形状及び寸法）</li> <li>モルタル（調合）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
11. タイル工事	11.2 施工	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 陶磁器質タイル張り                             <ul style="list-style-type: none"> <li>下地（コンクリート素地面の状態・下地モルタル浮き・伸縮調整目地）</li> <li>タイルの浮き</li> <li>外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ）</li> </ul> </li> <li>2) 陶磁器質タイル型枠先付け                             <ul style="list-style-type: none"> <li>取付け状態</li> <li>タイルの浮き</li> <li>外観（割れ・欠け・目地の通り・平たんさ）</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>打診ハンマーに係る確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	11.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>接着力（引張接着強度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	12.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>木材（規格・樹種・形状・寸法・含水率）</li> <li>金物（形状・寸法・防錆処理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
12. 木工事	12.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>表面仕上げ</li> <li>防腐・防錆・防虫・防蟻処理（塗布量）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	13.1 材料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺                             <ul style="list-style-type: none"> <li>規格・材質・寸法・厚さ</li> <li>留付け金物（材質・形状・防錆処理）</li> <li>下葺材料（規格・種類）</li> </ul> </li> <li>2) とい                             <ul style="list-style-type: none"> <li>規格・材質・材種・寸法・径・厚さ</li> </ul> </li> </ol>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
13. 屋根及びとい工事			<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
13.2 施工	1) 長尺金属板葺・折板葺・粘土瓦葺	<ul style="list-style-type: none"> <li>下葺き（重ね合わせ）</li> <li>各部の納まり（留付け間隔・栈木の取付け）</li> <li>防火区画貫通部の処理</li> <li>防露巻き処理</li> <li>ルーフトレン、掃除口</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
	2) とい		<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
13.3 試験	1) とい	<ul style="list-style-type: none"> <li>通水</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
14. 金属工事	14.1 材料	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、種類、形状、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 金属成形板張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、種類、形状、寸法、表面処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	14.2 施工	3) アルミニウム製笠木	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、種類、形状、寸法、表面処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		4) 手すり及びタラップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、種類、形状、寸法、表面処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		5) アンカー	<ul style="list-style-type: none"> <li>あと施工アンカー（材質・形状・寸法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
14.2 施工	1) 軽量鉄骨天井、壁下地	<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下等有効幅、天井高さ</li> <li>開口補強部（開口部の種類・補強）</li> <li>溶接部（スラグ除去・防錆処理）</li> <li>天井下地材の補強（ブレース・吊材の配置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
		2) 金属成形板張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>割付、下地</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3) アルミニウム製笠木	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定金具間隔、固定度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
15. 左官工事	4) 手すり及びタラップ	・位置、固定度、手すりの高さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		・あと施工アンカー（削孔深さ・清掃・埋め込み深さ・グラウト充填）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) アンカー	・モルタル（調合）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		1) モルタル塗り・せっこうプラスチック塗り	・下地（目荒らし・水洗い） ・仕上り（むら・塗厚・平たんさ）
	2) 床コンクリート直均仕上げ	・仕上り（むら・平たんさ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		3) 仕上塗材仕上げ	・下地処理 ・模様、色調、つや
	4) ロックウール吹付	・配合、かさ比重、厚さ、耐火表示	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		16.1 材料	・材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ） ・シーリング材、ガスケット（規格・種類・防火性能） ・ガラスブロック（規格・種類・形状）
	16.2 施工		製品 ・機能、性能、形状 ・表面処理（皮膜） ・仕上げ（塗膜厚） ・組立、作動状態
		16. 建具工事	施工 ・アンカーの状態 ・枠廻りの防火区画の処理（モルタル詰め・ロックウール詰め） ・機能（特定防火設備の自動閉鎖装置） ・ガラスブロック積み（目地寸法・カ骨間隔）

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
17. カーテンウォール工事	17.1 材料	1) メタルカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属 (規格・材質・形状・寸法・板厚・色)</li> <li>シーリング・ガラス・断熱材・取付け金物 (規格・種類・寸法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) PCカーテンウォール	<ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリート (品質・種類・強度・スランプ・単位水量・調合)</li> <li>鉄筋 (規格・種類・径)</li> <li>補強鉄線・シーリング、耐火目地材、取付け金物 (規格・種類・寸法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	17.2 施工	1) メタルカーテンウォール	<p>製品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取付け金物 (表面処理)</li> <li>形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度</li> </ul> <p>施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取付け (躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) PCカーテンウォール	<p>製品</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取付け金物 (表面処理)</li> <li>形状、寸法、仕上げ、取付けの固定度</li> <li>鉄筋の組立 (配筋状態・継手・定着・かぶり厚さ)</li> </ul> <p>施工</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>取付け (躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め・耐火被覆・防火区画の処理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・製品確認報告書・施工記録・測定結果記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
18. 塗装工事	18.1 材料		<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、色、防火材料の指定又は認定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	18.2 施工		<ul style="list-style-type: none"> <li>下地 (乾燥・汚れ・平滑さ)</li> <li>塗料種類・塗り回数</li> <li>外観 (色調・塗りむら)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
19. 内装工事	19.1 材料	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、厚さ、色、模様</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) カーペット敷き	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、厚さ、色、模様、防炎性能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3) 合成樹脂塗床		<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
19.2 施工	4) フローリーング張り	・規格、種類、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	5) 畳敷き	・種類、防虫処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	6) セッコウボードその他ボード及び合板張り	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	7) 壁紙張り	・規格、種類、色、模様、防火性能 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	8) 断熱 防露	・規格、種類、厚さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	1) ビニル床シート・ビニル床タイル・ゴム床タイル張り	・下地（乾燥・平滑さ） ・仕上り状態（ふくれ・はがれ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	2) カーペット敷き	・下地面の清掃、接着性	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3) 合成樹脂塗床	・塗付け、仕上げの種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
4) フローリーング張り	・仕上げ、養生	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
5) 畳敷き	・量ごしらえ、敷きこみ	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
6) セッコウボードその他ボード及び合板張り	・仕上り状態（目地通り・不陸・目違い）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
7) 壁紙張り	・不燃性表示マーク ・仕上り状態（しわ・ふくれ・はがれ）	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
8) 断熱 防露	・厚さ	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
20. ユニットの及びその他の工事	20.1 材料	1) フリーアクセスフロア可動間仕切、移動間仕切、トイレブース、階段滑り止め、床目地棒、黒板及びホワイトボード、鏡、表示、煙突ライニング、ブラインド、ロールスクリーン、カーテン及びカーテンレール	・規格、材質、種類	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		2) プレキャストコンクリート	・鉄筋(種類・径) ・コンクリート(17.1 2) PCカーテンウォールによる)	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
21. 排水工事	20.2 施工	1) プレキャストコンクリート	製品 ・取付け金物(表面処理) ・形状及び仕上げ、寸法、取付けの固定度 施工 ・取付け(躯体付け金物の強度と精度・溶接後の錆止め)	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・製品確認報告書・工事写真等に係る書類確認
		21.1 材料	・排水管、側溝、排水桝及びふた、グレーチング、鉄筋(規格・種類・寸法)	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
		21.2 施工	・根切り(深さ・勾配) ・地業(締固め・厚さ) ・排水管の敷設(管底高さ・勾配) ・排水桝(深さ・水平度) ・マンホールふた、グレーチング(高さ・防錆処理)	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真等に係る書類確認
		21.3 試験	・通水	・試験に係る立会い確認 ・通水試験結果記録・工事写真等に係る書類確認
		22.1 材料	・屋上緑化システム、屋上緑化軽量システム(防水層保護層・耐根層・保水材・排水層・透水層・土壌層) ・樹木(樹高・葉張り・幹周・樹種) ・芝張り、吹付けは種、地被類	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書類確認
	22.2 施工	・樹種、植栽基盤、固定、水抜き管及びびルーフドレン、耐根層の水抜き管回り、支柱、かん水装置	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってからの修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

# 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 電気設備工事）

別紙 2

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格（認定を受けた材料を含む）</li> <li>仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示</li> <li>ホルムアルデヒド等の発散</li> <li>防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認               <ol style="list-style-type: none"> <li>規格品であることの確認</li> <li>品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認</li> <li>機材の各報告書を受理し、内容を確認</li> </ol> </li> </ul>
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けた工法</li> <li>隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態）</li> <li>資格（電気保安技術者）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工試験・工事写真・試験成績書等に係る書類確認               <ol style="list-style-type: none"> <li>配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前にふ設状態を確認</li> <li>基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認</li> <li>防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認</li> </ol> </li> </ul>
	2) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理）</li> <li>機器の個別運転調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で以下の個別確認・試験               <ol style="list-style-type: none"> <li>外觀</li> <li>性能、機能</li> </ol> </li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認</li> <li>建築工事に準ずる</li> </ul>
	3) 関連工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる</li> <li>絶縁抵抗、耐電圧、接地抵抗</li> </ul>	
1.3 試験	1) 性能試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
	2) 総合性能機能試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能）</li> <li>防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰）</li> <li>自動制御設備総合（関連工事間の連動制御）</li> <li>中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字）</li> <li>セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠）</li> <li>水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御）</li> <li>計量・課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
2. 電力設備工事	2.1 機材	1) 電線類	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線類 (規格・種類・太さ)</li> <li>バスダクト (規格・種類・容量・プラグイン)</li> <li>ライティングダクト (規格・種類・容量)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属管、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び (規格・種類・太さ)</li> <li>プルボックス、金属ダクト、トラフ (材質・形式・構造・寸法)</li> <li>ケーブルラック (規格・材質・エキスパンションジョイント)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
		3) 配線器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、容量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
		4) 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、落下防止処理、振れ止め、安定器種類、光源色</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
		5) 分電盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		6) 制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、寸法、換気装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		7) 電熱装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>温度検出部、降雪検出部、水分検出部</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		8) 雷保護設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>突針支持管 (規格・材質・形状・寸法)</li> <li>引下げ導線 (材質・種類・寸法)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		9) 接地	<ul style="list-style-type: none"> <li>接地端子箱 (材質・種類・形状・寸法)</li> <li>埋設標 (材質・文字)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		10) 外線材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱 (規格・種類・寸法・積載荷重)</li> <li>装柱材料 (規格・材質・種類・寸法)</li> <li>がいし (規格・種類・寸法)</li> <li>地中ケーブル (種類・太さ)</li> <li>マンホール、ハンドホール (形状・寸法・配筋・埋設標・ケーブル支持材・耐荷重)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
2.2 施工	1) 共通事項	電線の接続 (端末処理・接続状態・耐火・耐熱ケーブルの接続)	目視に係る立会い確認 計測に係る立会い確認 自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		電線と機器の接続 (張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態)	
		電線の色別 (電気方式・接地線)	
		電線 (種類・太さ)	
		隠ぺい配管、露出配管 (屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔)	
		位置ボックス、プルボックス (用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)	
		ケーブルラック配線 (荷重・離隔・耐震支持)	
		二重天井内配線 (ケーブル集合時の許容電流・弱電流配線との接触防止・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔)	
		二重床内配線 (損傷防止・マーキング・弱電流配線との接触防止)	
		支柱 (位置・根入れ深さ・根かせ位置)	
架線 (太さ・離隔・ちよう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理)			
支線 (許容引張力・支線ガード)			
掘削、埋戻し (深さ・幅・埋戻し土の種類)			
マンホール、ハンドホール (根切り寸法・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示)			
管路 (埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート)			
接地極 (接続・離隔・埋設深さ)			
照明器具 (脱落防止措置)			
コンセント (接地極の位置・防水形コンセントの形状)			
配線 (電動機への接続状態・付属ケーブルの接続状態)			
機器 (操作・保守スペース・相回転)			
発熱線 (温度上昇・止水処理)			
接地極 (接続・離隔・埋設深さ)			
受雷部 (取付け・接続)			
引下げ導線、避雷導線 (接続)			

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
3. 受変電設備工事	11) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防振措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
				2.3 試験
	3.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・照明器具 (点灯・照度測定・照明制御装置の動作)</li> <li>・コンセント (極性・回路)</li> <li>・分電盤、制御盤 (動作・シケンス)</li> <li>・動力設備 (相回転・発停・連動・インターロック・警報)</li> <li>・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>	
				3.2 施工
	3.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配線遮断器、計器、継電器、遮断器、変圧器、コンデンサ、避雷器 (動作・温度)</li> <li>・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
				4.1 機材
	4. 静止型電源設備工事	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンカーボルト、点検スペース、防振措置</li> <li>・機器への接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		4.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直流電源装置 (動作)</li> <li>・交流無停電電源装置 (並列冗長運転・バイパス切替・全負荷・電圧補償時間)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5. 発電設備工事	5.1 機材	1) 発電装置	共通 ・規格、寸法、連続定格出力、絶縁距離 ・配管材料（規格・材質・太さ） 発電機 ・規格、形式 原動機 ・規格、形式、構造 配電盤 ・規格、材質、寸法、絶縁距離、換気装置 ・規格、材質、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		2) 補機附属装置	・規格、材質、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		5.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、防振措置、支持、煙道と煙突の接続
6. 通信・情報設備工事	6.1 機材	2) 配管・配線	・配管（接続・支持・防振継手） ・電線類（規格・種類・太さ） ・機器への接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
		5.3 試験	・始動停止、充気、充電、燃料消費率、振動、保安装置、圧力、ばい煙測定、騒音測定	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
		1) 電線類	・規格、種類、太さ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
6.1 機材	2) 電線保護物類	・金属管類、合成樹脂管、金属製可とう電線管、金属線び（規格・種類・太さ） ・プルボックス（材質・形式・構造・寸法） ・ケーブリングラック（規格・材質・寸法）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認	
		3) 配線器具	・通信用プラグユニット、コネクタ（規格・形式）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		4) 端子盤・機器収納ラック	・規格、材質、寸法、木板厚 ・端子類（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
6.2 施工	5) 自動火災報知装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信機、自動閉鎖装置、非常警報装置、ガス漏れ火災警報装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
	6) ガス漏れ火災警報装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>受信機、検知器 (構成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
	7) その他の装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>構内情報通信網装置、構内交換装置、情報表示装置、映像・音響装置、拡声装置、誘導支援装置、テレビ装置、監視カメラ装置、駐車場管制装置、防犯・入退室管理装置 (構成)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・見本・規格証明書・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
	1) 共通事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線の接続 (端末処理・接続状態・耐熱ケーブルの接続)</li> <li>電線と機器の接続 (張力・緩み防止・ターミナルプラグの状態)</li> <li>電線の色別 (電気方式・接地線)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	2) 電線類及び電線保護物類	<ul style="list-style-type: none"> <li>隠ぺい配管、露出配管 (屈曲箇所・曲げ半径及び角度・支持間隔)</li> <li>管の接続 (管相互・異種管)</li> <li>位置ボックス、プルボックス (用途表示・支持金物・電線の損傷防止処理)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	3) ケーブル配線 (光ファイバケーブルを除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ケーブルラック配線 (荷重・離隔・耐震支持)</li> <li>二重天井内配線 (ケーブル集合時の許容電流・水配管及びダクトとの接触防止・支持間隔)</li> <li>二重床内配線 (損傷防止・マーキング・強電流配線との接触防止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	4) 光ファイバケーブル配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>屈曲半径、支持、固定、防護処置、張力、止水処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
5) 床上配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワイヤプロテクタの大きさ、固定、引き出し箇所の保護</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
6) 架空配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>建柱 (位置・根入れ深さ・根かせ位置)</li> <li>架線 (太さ・離隔・ちょう架の方式・ケーブル支持間隔・引込口の止水処理)</li> <li>支線 (許容引張力・支線ガード)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	
7) 地中配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>掘削、埋戻し (深さ・幅・埋戻し土の種類)</li> <li>マンホール、ハンドホール (根切り寸法・配筋・型枠・止水処理・ケーブル支持物・防錆・用途表示)</li> <li>管路 (埋設深さ・ガス及び水配管等との離隔・建物引込み箇所の止水処理・防食処理・埋設標識シート)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
7. 中央監視制御 設備工事	8) 接地	・接地極 (接続・隔離・埋設)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
		・アンカーボルト、点検スペース、防震措置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認	
	6.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構内情報通信網 (送受信機能・通信機能)</li> <li>・構内交換 (基本機能・サービス機能)</li> <li>・拡声、情報表示、誘導支援 (動作)</li> <li>・テレビ (出力レベル・電界強度)</li> <li>・監視カメラ (視界・画質・操作・映像切替)</li> <li>・駐車場管制、防犯、拡声 (動作)</li> <li>・自動火災報知、ガス漏れ火災報知 (動作)</li> <li>・光ファイバケーブル配線 (接続損失)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験に係る立会い確認</li> <li>・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>	
	7.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警報盤、簡易型監視制御装置、監視制御装置 (構成)</li> <li>・電線類 (規格・種類・太さ)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>	
	7.2 施工	1) 据付け	・アンカーボルト、点検スペース、防震措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 配線	・機器への接続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	7.3 試験		・監視制御装置 (動作)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験に係る立会い確認</li> <li>・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法	
8. 医療関係設備	8.1 機材	1) 非接地電源用分電盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格、材質、構造、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 呼出装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ナースコール装置、情報通信網対応形ナースコール装置、携帯ナースコール装置、病床ユニット（規格・構成）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	8.2 施工	1) 据付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンカーボルト、点検スペース、防振措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 配線	<ul style="list-style-type: none"> <li>・機器への接続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	8.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・分電盤、各種ナースコール装置類（動作）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験に係る立会い確認</li> <li>・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

# 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事）

別紙 3

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種別	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格（認定を受けた材料を含む）</li> <li>仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示</li> <li>ホルムアルデヒド等の発散</li> <li>防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認</li> <li>①規格品であることの確認</li> <li>②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認</li> <li>③機材の各報告書を受理し、内容を確認</li> </ul>
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けた工法</li> <li>隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認</li> <li>①配管が隠ぺいされる場合は、コンクリート打設前及び二重天井、壁仕上げ材取り付け前にふ設状態を確認</li> <li>②基礎位置、地業、配筋等についてコンクリート打設前に確認</li> <li>③防火区画貫通部の耐火処理及び外壁貫通部の状態を確認</li> </ul>
	1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>風量調整</li> <li>水量調整</li> <li>室内外空気の温湿度測定</li> <li>室内気流及びびじり測定</li> <li>騒音測定</li> <li>飲料水の水质測定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の個別確認・試験</li> <li>①外観</li> <li>②性能、機能</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
	1) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理）</li> <li>機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む）</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
2. 共通工事	2) 総合性能機能試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>・停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能）</li> <li>・防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時の自家発供給・復電時の正常復帰）</li> <li>・自動制御設備総合（関連工事間の連動制御）</li> <li>・中央監視盤設備総合（機器類の運転状態・故障警報・各種データ収集及び監視・自動及び手動発停操作・データ印字の状態）</li> <li>・セキュリティ設備（センサー・ゲート・電気錠）</li> <li>・水槽関連設備総合（関連工事間の連動制御）</li> <li>・計量・課金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・試験に係る立会い確認</li> <li>・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
	1) 配管材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様、性能</li> <li>・管及び継手（規格・材質・用途・構造）</li> <li>・管端防食管継手（規格・材質・種類・形式・構造・識別塗装）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・計測に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	2) 配管付属品	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般用弁及び栓（規格・材質・形式・構造・ライニング・呼び圧力）</li> <li>・量水器（方式・用途・検定の合格）</li> <li>・スリーブ（材質・寸法・施工部位・貫通部の外径）</li> <li>・防食材（規格・仕様・材質・厚さ）</li> <li>・雑用材（仕様・材質・仕上げ・支持強度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主検査記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> <li>①水道事業者の承認済みであることの確認（給水装置）</li> </ul>
	3) 計器その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規格、材質、取付け配管の用途、構造、破損時の流出防止構造、使用圧力・温度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主検査記録・品質管理記録・規格証明書・見本・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	4) 配管施工の一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ウォーターハンマー防止の措置</li> <li>・分流及び合流部分の継手種類と流れ方向、建物導入部配管の可とう性、建物エキスパンションジョイント部の状態、伸縮管継手の固定及びガイド、絶縁継手の設置箇所、管端防食管継手の使用箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	5) 管の接合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資格（溶接技能者）</li> <li>・使用工具、切断面の状態、管内の異物の除去、管端面の養生</li> <li>・接合（ねじ接合・溶接接合・フランジ接合の状態）</li> <li>・接着剤の塗布状態、差込み長さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・資格証明書の確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真・溶接記録・資格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	6) 勾配、吊り及び支持	<ul style="list-style-type: none"> <li>・勾配（配管の種類による勾配・水抜き及び空気抜き位置）</li> <li>・吊り及び支持（支持間隔・支持・振れ止め・埋込深さ・結露防止・絶縁処理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認</li> <li>①許容荷重は施工計画書で書類確認</li> </ul>
7) 埋設配管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給水管と排水管の位置、点検口柵の設置、衝撃防護措置</li> <li>・埋設深さ、地中埋設標、地中埋設テープ</li> <li>・防食処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視に係る立会い確認</li> <li>・自主検査記録・施工記録・見本・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
3. 空気調和設備 工事	8) 貫通部の処理	モルタル又はロックウールによる開口部埋戻し ・不燃材料以外の配管の貫通部工法、管座金の取付け、隙間のシーリング、躯体との絶縁	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認	
		9) 試験	・試験に係る立会い確認 ・試験写真・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認	
	2.2 保温、 塗装 及び 防錆 工事	1) 保温工事	・種類、規格、材質、保温材厚さ、耐候性 ・テープの巻き回数、結露処理、見切り部の保護、機器の扉・点検口の保温状態 ・屋外及び多湿箇所のラッキングの継目シールの状態	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
		2) 塗装工事	・規格、種類、塗装箇所、塗り回数	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・機材搬入報告書・見本等に係る書類確認
		3) 防錆工事	・規格、保護皮膜の種類、膜厚、塗り回数	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・工事写真・機材搬入報告書等に係る書類確認
	2.3 関連工事	・土工事、地業工事、コンクリート工事、左官工事、鉄骨（鋼材）工事は建築工事に準ずる。	・建築工事に準ずる	
	3.1 機材	1) 機器類	・規格、仕様、性能、材質、板厚	・目視に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認
		2) ダクト及びダクト付属品	・規格、材質、厚さ ・可とう性、耐圧強度、耐食性、耐久性	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
		3) 制気口及びダンパー	・材質、構造、寸法、板厚、色、開口率 ・整流器の有無、作動温度、緩衝材の有無	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工	1) 機器の据付け及び取り付け	・据付け位置、アンカーボルト取付け ・支持間隔、支持、振れ止め、固定支持金物 ・隔離（機器間・窓・ガラリ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認 ①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
4. 自動制御設備 工事	2) ダクトの製作及び取り付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>ダクトの形状及び寸法、傾斜角度、整流板の位置、はぜ部及び接続部のシール</li> <li>ボルト及びナットの締付け状態、補強材の取付け</li> <li>支持間隔、支持、振れ止め、固定</li> <li>風量測定口（取付け個数・取付け位置・点検口の位置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> <li>①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認</li> </ul>	
		3) 制気口及びダンパー	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹出口、吸込口、排煙口（取付け状態・操作スペース）</li> <li>ダンパー（操作スペース・点検口の位置・火災時に脱落のない取付け）</li> <li>ガラリ（止水処理）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> <li>①防火処理の作業過程を目視に係る立会い確認</li> </ul>
		1) 自動制御機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>形式、弁（種類・材質）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
	4.1 機材	2) 自動制御盤	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、構成、寸法、単位装置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
		3) 中央監視制御装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、形式、構造、容量</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
		4) 計装用機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、寸法、外觀</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
		4.2 施工	1) 機器類及び盤類の取付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>取付け位置、点検スペース</li> <li>支持、固定、耐震措置</li> </ul>
	2) 配管・配線		<ul style="list-style-type: none"> <li>支持、固定</li> <li>エキスパンション部の処理、耐震措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	4.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>自動制御装置、端末装置、自動制御盤、中央監視盤（動作・絶縁抵抗・耐電圧）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
5. 給排水衛生設備工事	5.1 機材	1) 衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、種類、仕上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		2) ポンプ	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、性能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		3) 温水発生機	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		4) タンク	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、性能、形状、寸法、吐水口空間の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		5) 消火機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、構造、形状、寸法、仕上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		6) 厨房機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、寸法、板厚、仕上げ</li> <li>安全装置の有無、転倒防止措置への対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		7) 排水金具	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、構造、仕上げ、トラップの封水深さ及び有効面積</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		8) 枠及びふた	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、形状、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
5.2 施工	5.2 施工	1) 衛生器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>取付け状態、管との接続状態、水洗・洗浄弁の水量の調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 給排水衛生機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>アンカーボルト取付け</li> <li>据付け状態、防振措置、保有距離</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
6. ガス設備工事	6.1 機材	1) 都市ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、材質、種類、構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、種類、仕上げ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	6.2 施工	1) 都市ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>取付け状態、電気工作物との離隔距離、防錆の塗布状態</li> <li>非破壊検査の適用箇所、支持、固定、埋設深さ、防食処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>取付け状態、電気工作物との離隔距離、転倒防止措置、調整器の設置位置、衝撃防止措置</li> <li>防錆の塗布状態、支持、固定、埋設深さ、防食処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	6.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>配管（気密、耐圧、試験圧力値、保持時間、点火）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> </ul>
	7. さく井設備工事	7.1 機材及び施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、構成、寸法</li> <li>掘削位置、井内壁とケーシングパイプ周囲との隙間、深さ、孔径</li> <li>電気検層図、ケーシングとスクリーンの種類及び据付け、砂利充てん、遮水状態、泥水濃度</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・機材搬入報告書・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>揚水（予備揚水・段階揚水・連続揚水・水位回復）</li> <li>水質</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>	
7.2 試験			<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>	
8. 浄化槽設備工事	8.1 機材	1) 現場施工型浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、構成、形式、構造、防錆処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
		2) ユニット型浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、構造、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	8.2 施工		<ul style="list-style-type: none"> <li>配管・機器の据付け状態、設置完了後の槽の清掃状態、配管接合部の接合状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
8.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>水張り、満水、動作、通水、試験圧力値、保持時間、機器及び制御装置の異常、騒音測定、総合運転</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
9. 医療ガス設備 工事	9.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能、材質、種類、形式、用途、最高使用圧力値、標示及び識別色による区分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・機材搬入報告書・試験成績書・関係法令に適合している旨の資料等に係る書類確認</li> </ul>
	9.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>据付け、取付け状態、他の設備配管類及び機器との離隔、支持、固定、色別表示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認</li> </ul>
	9.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>系統、調整圧力、流量、水圧、気密、作動、管内洗浄度、誤接続、漏えい、総合気密、区域別遮断弁作動</li> <li>遠隔警報器（耐電圧・作動）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>完工確認完了後に「確認済」の表示があることを確認</li> <li>試験成績書・使用開始前に完工確認報告書等に係る書類確認</li> </ul>

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

# 確認項目及び確認方法の例示一覧（非木造建築物 昇降機等工事）

別紙 4

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格（認定を受けた材料を含む）</li> <li>仕様、性能、塗装色、関係法令適合品表示</li> <li>ホルムアルデヒド等の発散</li> <li>防火区画貫通部に用いる材料（認定を受けた材料）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・機材搬入報告書・試験成績書・規格証明書等に係る書類確認</li> <li>①規格品であることの確認</li> <li>②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認。</li> <li>③機材の各報告書を受理し、内容を確認</li> </ul>
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けた工法</li> <li>隠ぺい部、埋設部（位置・寸法・材料・勾配・支持・接合状態・機器接続状態）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
	2) 完成時	<ul style="list-style-type: none"> <li>完成状態（据付け・取付け・耐震固定・防火区画貫通部の処理）</li> <li>機器の個別運転と調整、動力系統のシーケンス、始動、手元操作による単体運転、関連機器間の調整（遠方発停・インターロック・故障表示を含む）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>全装置の完成後、試運転調整が完了した状態で、以下の確認・試験</li> <li>①外観の確認</li> <li>②個別性能機能確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・試験成績書・指摘是正記録・是正記録写真等に係る書類確認</li> </ul>
1.3 試験	<ul style="list-style-type: none"> <li>停復電総合（商用電源から全停電状態に移行し復電後に平常に戻る一連の動作・機能・運転操作機能）</li> <li>防災総合（模擬火災状態で防災設備の個別連係機能・停電時自家発供給・復電時正常復帰）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>試験成績書・各種測定記録等に係る書類確認</li> </ul>	
2. 昇降機設備工事	2.1 機材	<ul style="list-style-type: none"> <li>仕様、構造、形状、寸法</li> <li>性能、救出口（形状・位置）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視・試験に係る確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
	2) エスカレーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>材質、形状、寸法、板厚</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視・試験に係る確認</li> <li>自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認</li> </ul>
2.2 施工	1) エレベーター	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定、取付け状態、耐震措置、電気配線、換気設備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
3. 機械式駐車設備工事		身体障害者付加仕様 ・機能、材質、形状、寸法、シンボルマーク、仕上げ、かご出入口検出装置の方式 ・視覚障害者用装置、点字銘板 非常用エレベーター付加仕様 ・標識及び表示灯、非常スイッチ（位置・形状） ・管制運転フロア、呼び出し装置、乗降ロビーの排煙設備の位置	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認	
		2) エスカレーター	・材質、構造、固定、仕上げ、耐震措置 ・配線状態、端子ピスの増締め、アース線接続	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真・規格証明書・試験成績書等に係る書類確認
		2.3 試験	・着床精度、戸の開閉状態、セーフティシューの作動、始動電流値、管制運転、群管理機能、かご内照度、安全装置作動状態、警報装置作動状態、自動放送装置 ・規格、作動調整、管制運転、運転操作スイッチ、安全装置	・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認
	3.1 機材		・規格、機能、性能、材質、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・試験に係る立会い確認 ・自主検査記録・規格証明書・試験成績書・機材搬入報告書等に係る書類確認
	3.2 施工		・据付け状態、固定、勾配、隙間距離、設置位置、出入口の最小有効寸法、耐震措置 ・運転操作盤、安全装置、配線状態、端子ピスの増締め ・負荷試験、安全装置の作動、絶縁抵抗、管制運転	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録・施工記録・工事写真等に係る書類確認
	3.3 試験			・試験に係る立会い確認 ・試験成績書等に係る書類確認

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。

# 確認項目及び確認方法の例示一覧（戸建木造住宅 / 枠組壁工法）

別紙5

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法
1. 一般共通事項	1.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格（認定を受けた材料を含む）</li> <li>品質、性能、関係法令適合品表示</li> <li>ホルムアルデヒド等の発散</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認</li> <li>①規格品であることの確認</li> <li>②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認</li> </ul>
	1.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定を受けた工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>試験に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・試験成績書等に係る書類確認</li> <li>①規格品であることの確認</li> <li>②品質、性能を証明する資料を受理し、内容を確認</li> </ul>
2. 仮設工事	2.1 施工	1) 敷地の状況及び縄張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>敷地状況、境界石の位置、隣地との高低差</li> <li>敷地内既存物と建物の位置</li> </ul>
		2) ベンチマーク	<ul style="list-style-type: none"> <li>設定状態、位置</li> <li>高さ（設計GLとの関係）</li> </ul>
		3) 遣り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物と敷地、道路境界線のはなれ</li> <li>建物の境界からの距離、柱心、壁心、外壁心からの距離</li> </ul>
3. 土工事・地業 工事	3.1 材料	1) 埋戻し土及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>種類、土質</li> </ul>
		3.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>支持地盤</li> <li>造成状態、地質と地耐力</li> <li>杭、地盤補強</li> <li>径、長さ、深さ、位置</li> <li>継手処理、杭頭処理、補強</li> </ul>
	2) 根切り	<ul style="list-style-type: none"> <li>根切り底（直接基礎）</li> <li>支持力（杭基礎）</li> <li>根切り底の転圧、砕石（割栗）地業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録等に係る書類確認</li> </ul>
	3) 埋戻し及び盛土	<ul style="list-style-type: none"> <li>盛土の高さ、転圧</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・施工記録等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
4. 基礎工事（直 接基礎・杭基 礎）	4.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄筋（規格・種類・径・品質証明）</li> <li>アンカーボルト（品質・材質・寸法・径・長さ・認定マー ク）</li> <li>スベークラス（材質・形状・寸法）</li> <li>溶接金網（規格・網目の形状・寸法・径）</li> <li>セメント（規格・種類）</li> <li>骨材（規格・種類・アルカリシリカ反応・塩化物量・粗骨 材の最大寸法）</li> <li>水（規格）</li> <li>混和材料（規格・種類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録・材料搬入報告書・工事写真等に係る書 類確認</li> </ul>		
	4.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>配筋                             <ul style="list-style-type: none"> <li>形状、寸法、配置、レベル、継手、定着、長さ、ピッチ、 補強筋、かぶり厚</li> <li>スリーブ、逃げ配管の状態</li> </ul> </li> <li>アンカーボルト                             <ul style="list-style-type: none"> <li>埋め込み状態、通心、首出寸法</li> <li>位置、本数、型枠への固定</li> </ul> </li> <li>床下換気孔又はこれに代わるもの                             <ul style="list-style-type: none"> <li>位置、大きさ、数量</li> <li>防火設備</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>		
	5. 木工事一般事 項及び木造部 体工事	5.1 材料	2) コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>型枠組立                             <ul style="list-style-type: none"> <li>レベル</li> <li>配置寸法、基礎形状寸法</li> <li>先行配管、スリーブ状態</li> </ul> </li> <li>打込み                             <ul style="list-style-type: none"> <li>コンクリートの受入れ（指定コンクリートであること）</li> <li>打込み箇所の清掃、散水</li> <li>締固め、打継ぎ面の処理</li> </ul> </li> <li>養生                             <ul style="list-style-type: none"> <li>初期養生、寒冷期の保温、暑中の養生</li> <li>型枠存置期間</li> </ul> </li> <li>仕上がり                             <ul style="list-style-type: none"> <li>ひび割れ、じゃんか、空洞、コールドジョイント</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			3) 床下防湿・防蟻措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>防湿層の敷こみ方</li> <li>防湿措置</li> <li>防蟻措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
軸組工法			<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 主要構造部材 （土台・柱・梁 ・筋かい）</li> <li>2) 造作部材</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
5.2 施工	3) 防腐、防蟻	・薬剤 (規格・品質)	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認		
		1) 主要構造部材 (土台、根太、壁上枠、下枠、たて枠、等)	・木材 (規格・品質・材種・樹種・形状・断面寸法) ・各種ボード類 (規格・品質・寸法) ・釘、金物 (規格・品質・寸法・形状)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		2) 造作部材	・木材 (規格・品質・樹種・材種・形状・断面寸法) ・各種ボード類 (規格・品質・寸法) ・釘、金物 (規格・品質・形状・寸法)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録) に係る確認	
	5.2 施工	3) 防腐、防蟻	・薬剤 (規格・品質)	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
			1) 土台	・基礎との取り合い (ずれ・レベル) ・土台継手とナットのかり方、しめつけ力 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物 (使用金物の状態・金物の認定マーク) ・防蟻措置、防蟻措置 (塗布回数・塗布範囲)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
			2) 床組	・位置、高さ ・床束、束石、根がらみの取付け状態 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物の状態 ・火打、構造用合板による剛な床組 ・防蟻措置・防蟻措置 (塗布回数・塗布範囲)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
5.2 施工	3) 柱	・通し柱、柱の位置と垂直度 ・隅柱の補強 (通し柱に代わる管柱) ・土台との接合状態 (割れ・すきま・ねじれ) ・横架材との接合状態 (割れ・すきま・ねじれ) ・金物の状態 ・欠込み部補強状態 ・防蟻措置、防蟻措置 (塗布回数・塗布範囲)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認		
		4) 構架材 (梁、桁、胴差)	・構造耐力上支障のある欠込みのないこと ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物の状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		5) 筋かい 面材耐力壁	・端部接合方法、金物の取付け状態 ・使用箇所、本数、寸法 ・筋かいに代わる合板の設置、釘の種類、釘ピッチ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
5.2 施工	6) 小屋組	・けた行筋かい、振れ止め、火打の設置状態 ・垂木の緊結方法、状態 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・金物の状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認		

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
	1) 土台及び床枠組 2) 壁枠組 3) 小屋組	・基礎との取合い(ずれ・レベル) ・土台継手とナットのかかり方、しめつけ方 ・位置、高さ ・床束、束石、根がらみの取付け状態 ・床根太、ころび止め ・床下張りの状態 ・仕口位置、継手位置、接合方法、接合状態 ・接合金物(使用金物の状態・金物の認定マーク) ・防腐措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		耐力壁の種類別 ・耐力壁(上枠及び下枠・頭つなぎ・隅柱・枠組材の欠き込み及び穴あけ) ・耐力壁の開口部・両面開口部の補強 ・床枠組及び土台との緊結 ・外壁下張りの位置 ・筋かい、ころび止め ・外壁内通気 ・金物の状態 ・防腐措置、防蟻措置(塗布回数・塗布範囲)	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
		構成、方式別 ・垂木相互の間隔、垂木つなぎ ・垂木又はトラスと頭つなぎ及び上枠との緊結 ・振れ止め ・各部分の緊結 ・小屋面の開口部 ・屋根下張り ・金物の状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
6. 屋根工事	6.1 材料	1) 屋根 2) とい	・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	6.2 施工	1) 屋根 2) とい	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認 ・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監理者の確認内容	
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法
7. 断熱工事	7.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、種類、形状、寸法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
	7.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定方法、すきま</li> <li>施工部位</li> <li>結露対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
8. 防水工事	8.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、厚さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
	8.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地処理、勾配、ドレンの設置状態</li> <li>オーバーフロー管の設置状態</li> <li>漏水試験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
9. 造作工事	9.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地材（材質・形状・寸法）</li> <li>仕上げ材（材質・形状・寸法）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
	9.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定方法、機能</li> <li>取付け位置、見栄え</li> <li>高さ、幅、奥行き</li> <li>外壁内通気措置、小屋裏換気の設置状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
10. 外壁、軒裏工事	10.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、材質、種類、形状、寸法</li> <li>外壁板、窯業系サイディング、金属サイディング（規格・材質・種類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
	10.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定方法、機能</li> <li>割付け、張り分け</li> <li>取付け位置、見栄え</li> <li>透湿シート、防水シート、通気層</li> <li>貫通部の防水処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
11. 左官工事	11.1 材料	<ul style="list-style-type: none"> <li>セメント、砂、混和材料、ラス、防水紙（規格）</li> <li>せこうプラスター、繊維壁、しっくい、土壁（規格・材質・種類）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
	11.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>下地処理</li> <li>仕上がり精度、見栄え</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
12. 内外装工事	12.1 材料	1) タイル張り	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、種類、形状、裏足の長さ、色調</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>

工事内容		工事監理者の確認内容		
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法	
13. 建具まわり 工事	2) 畳敷き	・材質、種類、防虫処理	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		・規格、種類、色、風合い	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		・規格、種類、厚さ、色柄 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		・規格、種類 ・接着剤（規格・種類）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		12.2 施工	・下地処理 ・工法別の張付けモルタルの塗り厚 ・タイトルの浮き	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・打診に係る確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	3) カーペット敷き	・畳ごしえ、畳割り ・縁幅の筋目通り ・敷き込み後段違い、すきま	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		・下地処理、下地材の固定状態 ・接着剤の塗布状態	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		・下地面の清掃 ・はぎ目、継手、出入り口、柱付きのすきま ・不陸、目違い、たるみ	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		・仕上がり状態（ふくれ・はがれ・継手） ・表示マーク	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		13.1 材料	・規格、機能、性能、材質、形状 ・ガラス（規格・形状・厚さ）	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認
	2) 内部建具	・規格、材質、種類、形状、寸法	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認	
		3) 建具金物	・形状、寸法、防犯性能	・目視に係る立会い確認 ・計測に係る立会い確認 ・自主検査記録等に係る書類確認

工事内容		工事監視者の確認内容			
工事の種類	項目	確認項目	具体的な確認方法		
14. 塗装工事	13.2 施工	1) 外部建具及び止水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組立、取付け（水平・垂直・ねじれ）</li> <li>・ 作動状態</li> <li>・ 止水処理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
		2) 内部建具	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組立、取付け（水平・垂直・割れ・はがれ）</li> <li>・ 作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
		3) 建具金物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組立、取付け</li> <li>・ 作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
	14.1 材料		・ 規格、種類、色	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
		14.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 種類、塗り回数</li> <li>・ 仕上がり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
	15. 給排水設備 工事	15.1 機材	1) 給水・給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格、材質、種類、寸法、径、厚さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			2) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格、材質、種類、寸法、径、厚さ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
		15.2 施工	1) 給水・給湯設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管の接合、吊り及び支持</li> <li>・ 防食措置</li> <li>・ 設備機器取付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			2) 排水設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管の接合、吊り及び支持</li> <li>・ 配管勾配、ますの取付け</li> <li>・ 設備機器取付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
		15.3 試験		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水圧</li> <li>・ 通水、通湯</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試験に係る立会い確認</li> <li>・ 試験成績書等に係る書類確認</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格、仕様、材質、種類、構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
16. ガス設備工 事・ガス機 器等設置工 事	16.1 機材	1) 都市ガス設備 液化石油ガス設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格、仕様、材質、種類、構造</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
		16.2 施工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管の接合、支持金物、必要な防護措置</li> <li>・ 防食措置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
17. 電気工事	17.1 機材	1) 電力設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規格、仕様、性能</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
		2) 弱電設備		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目視に係る立会い確認</li> <li>・ 計測に係る立会い確認</li> <li>・ 自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	

工事内容		工事監理者の確認内容			
工事の種類別	項目	確認項目	具体的な確認方法		
18. 衛生設備工事・雑工事	17.2 施工	1) 電力設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線類に適合した接続</li> <li>電線及びケーブルの接続</li> <li>屋内配管と他の設備配管との隔離</li> <li>絶縁</li> <li>ケーブル配線、接地、照明器具、配線器具の状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
		2) 弱電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>電線類に適合した接続</li> <li>電線と機器の接続</li> <li>作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
	18.1 機材	1) 衛生設備	1) 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能、種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			2) 浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能、種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 便槽	3) 便槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能、種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			4) 局所換気設備 居室等の換気設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能、種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			5) 雑工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>規格、仕様、性能、種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
	18.2 施工	1) 衛生設備	1) 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置、取付け、作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
			2) 浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置、配管の接続、作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
		2) 便槽	3) 便槽	<ul style="list-style-type: none"> <li>設置、取付け、作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>
4) 局所換気設備 居室等の換気設備			<ul style="list-style-type: none"> <li>設置、取付け、作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	
5) 雑工事			<ul style="list-style-type: none"> <li>設置、取付け、作動状態</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目視に係る立会い確認</li> <li>計測に係る立会い確認</li> <li>自主検査記録等に係る書類確認</li> </ul>	

(注) 建築士法において、工事監理とは「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていない。現実の工事においては、工事途中や工事が終わってからの確認が困難な場合や工事が終わってから修正・補正することが困難な場合もあることから、工事施工の前に確認を行うことも含め、考えられる確認項目及び確認方法を例示したものである。



# 解 說

# Ⅱ

## 解 説

### Ⅱ-1 策定の経緯・目的

#### 1) 構造計算書偽装問題への対応

構造計算書偽装問題を踏まえ、平成18年8月に、社会資本整備審議会答申において、「建築物の安全性確保のための建築行政のあり方について」が答申されました。このなかで、工事監理に関し、「一連の欠陥住宅問題や今回の構造計算書偽装問題などを通じて、(中略)工事監理が適切に機能していない実態が明らかになってきており、工事監理の方法、内容、範囲等を明らかにして、工事監理者の責任を明確化すべき」とされ、工事監理業務の適正化と実効性の確保が指摘されています。

また、この審議会答申を踏まえ、平成19年3月に社会資本整備審議会建築分科会基本制度部会に設置された業務報酬基準・工事監理小委員会において、工事監理業務の適正化と実効性の確保のための専門的な検討が行われました。平成19年12月に基本制度部会において検討結果がとりまとめられ、「工事監理業務における図書と工事の照合に関し、具体的な照合方法の詳細等について定めたマニュアル(ガイドライン)を、(中略)策定すべきである。」と指摘されています。

これらの指摘を踏まえ、(財)建築技術教育普及センターに建築設計・工事監理の実務者等により構成される「工事監理ガイドライン策定委員会」(参考資料Ⅲ-4)が設置され、工事監理業務の内容、方法等に関する具体的な検討を行い、その成果を踏まえ、国土交通省において、工事監理ガイドライン(以下「ガイドライン」という)が策定されました。

## 2) ガイドライン策定の目的

建築物の安全性の確保及び質の向上は、設計、工事監理、工事施工等のそれぞれの業務において、専門能力を有する技術者が適切に業務を遂行することにより実現するものです。また、これらの技術者を選定し、契約を行い報酬を支払うこととなる建築主の役割も重要と考えられます。しかしながら、これらの業務の中でも特に工事監理業務について、その業務内容等が関係者において十分に理解されていたとは言い切れません。

ガイドラインでは、工事監理に関する業務における工事と設計図書との照合及び確認に関し、確認対象工事に応じた合理的方法を例示しています（具体的には、確認項目及び確認方法を例示しています）。このガイドラインにより、工事監理者のみならず、建築主、建築士、工事施工者等において、工事監理に関する理解が深まり、ひいては工事監理の実効性が高まることが期待されます。

## Ⅱ-2 工事監理業務について

### 1) 建築士法における工事監理

工事監理は、建築士法において、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること（建築士法第2条第7項）」と定義されています。

工事監理は、建築物の安全性の確保及び質の向上のために重要な役割を担うものであり、設計とともに建築士の業務の根幹であるといえます。建築士法において一定の建築物の工事監理は建築士の独占業務とされています。

また、建築基準法において、一定の建築物については建築士である工事監理者を定めることを建築主に義務付け、これに違反した工事はすることができないとすること等により、工事監理の実効性を担保しています。

#### ◇建築士法第2条

(定義)

第2条 第1項～第6項 (略)

7 この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。

(以下 略)

#### ◇建築士法第3条

(一級建築士でなければできない設計又は工事監理)

第3条 次の各号に掲げる建築物（建築基準法第85条第1項又は第2項に規定する応急仮設建築物を除く。以下この章中同様とする。）を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

(以下 略)

## ◇建築士法第3条の2

(一級建築士又は二級建築士でなければならない設計又は工事監理)

第3条の2 前条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物で、次の各号に掲げるものを新築する場合には、一級建築士又は二級建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

(以下 略)

## ◇建築士法第3条の3

(一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければならない設計又は工事監理)

第3条の3 前条第1項第2号に掲げる建築物以外の木造の建築物で、延べ面積が百平方メートルを超えるものを新築する場合には、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない。

(以下 略)

## ◇建築基準法第5条の4

(建築物の設計及び工事監理)

第5条の4 第1項～第3項 (略)

4 建築主は、第1項に規定する工事をする場合には、それぞれ建築士法第3条第1項、第3条の2第1項若しくは第3条の3第1項に規定する建築士又は同法第3条の2第3項の規定に基づく条例に規定する建築士である工事監理者を定めなければならない。

5 前項の規定に違反した工事は、することができない。

## 2) 新しい業務報酬基準における工事監理

新しい業務報酬基準（平成21年国土交通省告示第15号。以下「告示15号」という。）において、工事と設計図書との照合及び確認については、「設計図書に定めのある確認方法のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う」こととされています。

一般的に建築工事では、工事と設計図書との照合及び確認に工事施工者の品質管理（自主検査を含む）とその記録を利用することも多く、工事と設計図書との照合及び

確認の合理的な方法の一つとされています。告示 15 号に示される標準業務量についても、こうした実態を前提として定められているところです。

(参考 1) 業務報酬基準について

建築士法第 25 条において、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができることとされています。

業務報酬基準は、この規定に基づき、業務報酬の算定方法や標準的な業務内容とそれを実施した場合の標準的な業務量を示すこと等により、建築士事務所における業務の適正化を担保するとともに、建築主にとっても委託する設計業務や工事監理業務の報酬決定に際しての一つの目安となることを目的としています。

構造計算書偽装問題への対応として、平成 21 年 1 月 7 日、新しい業務報酬基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）が策定されました。

(参考 2) 新しい業務報酬基準における工事監理に関する標準業務

項目	業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(略)
(2) 設計図書の内容の把握等	(略)
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(略)
(4) 工事と設計図書との照合及び確認	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。
(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	(略)
(6) 工事監理報告書等の提出	(略)

### 3) 工事監理に関し関係者の果たすべき役割

ガイドラインは工事監理者を対象に作成されていますが、この内容は建築主、設計者、工事施工者等においても理解を深めていただくことを期待しています。

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者だけではなく、建築主、設計者、工事施工者等も重要な役割を担っています。こうした関係者が工事監理の具体的方法等と自らの役割を把握することで、それぞれが担う役割を適切に果たすことが望まれます。

なお、一般的には、建築主と建築士事務所との間で工事監理契約が締結され、所属する建築士が工事監理者として選定されます。ガイドラインはこうしたケースを想定した記載となっています。



図1：建築主と設計者、工事監理者などの役割分担

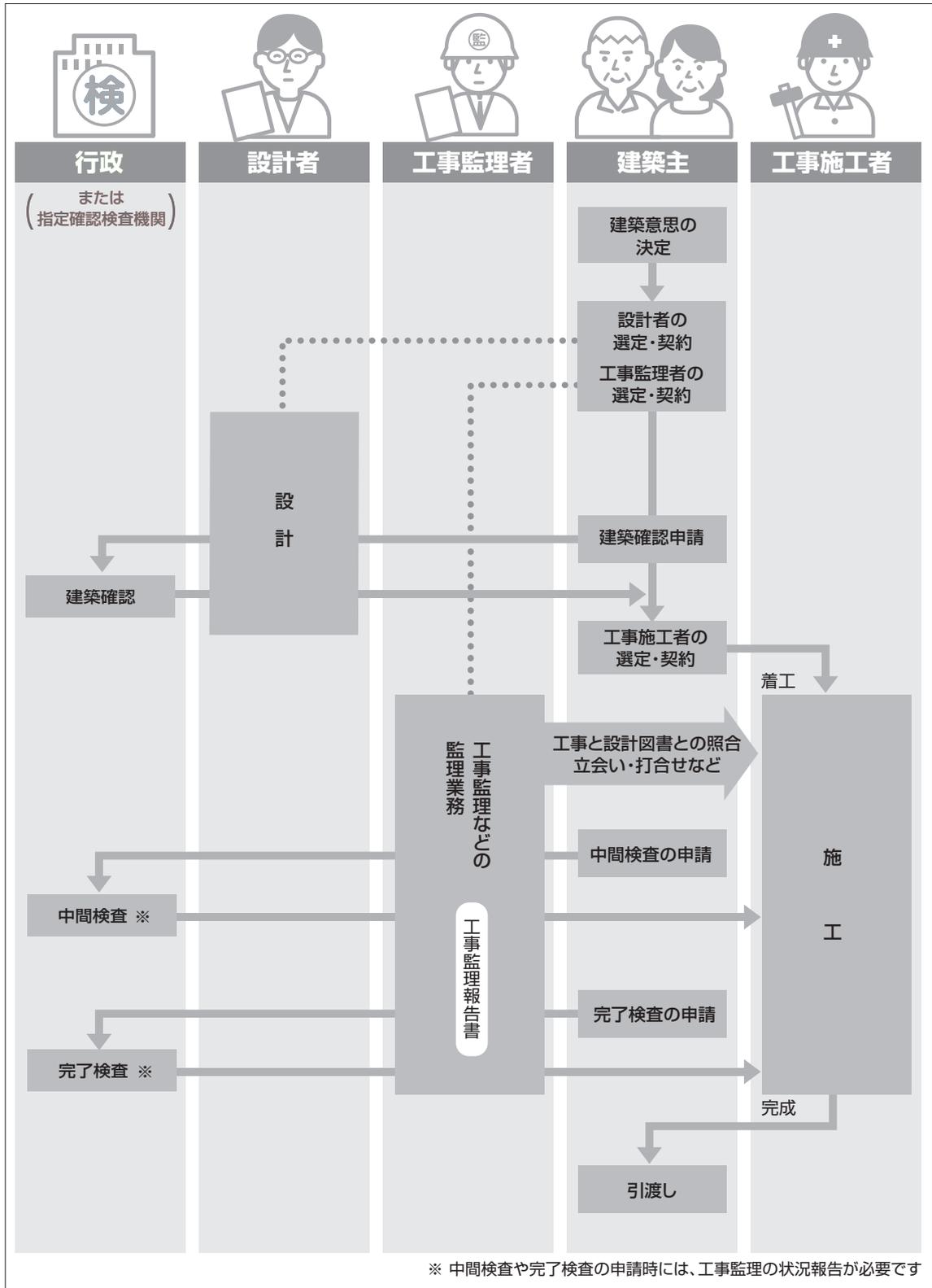


図2：建築物ができるまでのフロー

#### 4) 「工事監理」と「監理」

ガイドラインの対象である「工事監理」は、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」と建築士法に定義されています。

一方で、実際の工事監理者は、一般に監理業務委託契約等に基づき、建築士法上の工事監理のほか、建築物の品質を確保するため、様々な業務を行っています。これらを総称して「監理業務」と呼ぶこともあります。

建築士が工事施工者に対し行う指示・承認などの行為も、この監理業務の一部として行われるものであることが一般的です。

(注) 「工事監理」と「監理」といった用語のほかに、「施工管理」や「工事管理」といった用語を使うことがあります。「工事監理」・「監理」は工事監理者又は監理者が行うものであり、「施工管理」・「工事管理」は工事施工者が行うものです。誤解を防ぐため、実務上は、前者を「さらかん」、後者を「たけかん」又は「くだかん」と呼称して区別することがあります。

## Ⅱ－3 ガイドラインについて

### 1. ガイドラインの目的

このガイドラインは、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）別添一第 2 項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」のうち、第一号「工事監理に関する標準業務」の表第（4）欄に掲げる「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」について具体的に例示することを目的とする。（a、b）

このガイドラインにおいて、確認対象工事は、戸建木造住宅（軸組工法及び枠組壁工法によるものに限る。以下同じ。）及び戸建木造住宅以外の建築物（以下「非木造建築物」という。）に係る建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事及び昇降機等工事（建築物の新築に係るものに限る。）とする。（c、d）

### 【解説】

- (a) ガイドラインは、建築士法第 25 条の規定に基づき定められた告示 15 号において「工事監理に関する標準業務」とされているもののうち、「工事と設計図書との照合及び確認」の確認対象工事に応じた合理的方法を例示するものとして策定されています。

### ◇建築士法第 25 条

（業務の報酬）

第 25 条 国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得て、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を定め、これを勧告することができる。

◇「建築士法第二十五条の規定に基づき建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」（平成21年国土交通省告示第15号）

別添一	
1 設計に関する標準業務	
2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務	
一 工事監理に関する標準業務	
項目	業務内容
(4) 工事と設計図書との照合及び確認	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(b) ガイドラインは、告示15号に示す「工事監理に関する標準業務」の「工事と設計図書との照合及び確認」の業務内容に示す「確認対象工事に応じた合理的方法」を例示するものとして策定されています。したがって、このガイドラインに基づくことが強制されるものではありません。

建築物は個別性が高く、工事と設計図書との照合及び確認の内容・方法等は一律のものではありません。適正な工事監理を行うためには、ガイドラインにおける例示を参考にしつつ、個別の工事に即して、工事と設計図書との照合及び確認の内容、方法等を合理的に決定する必要があります。

なお、建築士法上の工事監理者の責任は、監理業務委託契約等による契約上の責任とは別に判断されるものであり、契約における業務内容にかかわらず、建築士法上の責任を果たさなければならないことに留意が必要です。

また、個別の工事に即して工事と設計図書との照合及び確認の内容・方法等が

ガイドラインに示すものよりも増減する場合には、必要に応じ、報酬算定の基礎となる業務量について建築主と協議することが適切と考えられます。

(c) ガイドラインは、あくまでも、工事と設計図書との照合及び確認に関し、標準的な建築物における確認対象工事に応じた合理的方法を例示しているものです。従って、例えば高度な技術を要する工事、特殊性のある建築物の工事などの場合の工事監理については、適宜、工事監理者が工事と設計図書との照合及び確認の内容・方法等を定めることが適切です。

(d) ガイドラインは、建築物の新築工事を対象としており、改修工事や工作物、敷地造成工事等は対象としていません。したがって、工作物に係る工事や建築物の改修工事等の工事監理については、適宜、工事監理者が工事と設計図書との照合及び確認の内容・方法等を定めることが適切です。

## 2. 用語の定義

このガイドラインで使用する用語の定義は次のとおり。

- 工事監理 : その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。(a)
- 工事監理者 : 工事監理をする者をいう。(b)
- 建築主 : 建築物に関する工事の請負契約（以下「工事請負契約」という。）の注文者又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。(c)
- 工事施工者 : 建築物に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事をする者をいう。(d)
- 設計図書 : 建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）及び仕様書をいう。(e、f)
- 品質管理記録 : 自主検査記録、施工記録、試験成績書、材料搬入報告書等工事請負契約に基づいて工事施工者が作成する工事に関し行う品質管理に係る記録をいう。(g)
- 立会い確認 : 施工の各段階で、工事現場等において、工事監理者自らが目視、計測、試験、触診、聴音等を行う方法、又は工事監理者が工事施工者が行うこれらの行為に立ち会う方法により、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。(h、i)
- 書類確認 : 施工の各段階で、工事請負契約の定めに基づいて工事施工者から品質管理記録が提出される場合において、工事監理者がその品質管理記録を設計図書と照合して確認することにより、当該工事又はその一部を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認することをいう。(i)

**【解説】**

- (a) 建築士法第2条第7項参照。
- (b) 建築基準法第2条第11号参照。工事監理者は、監理業務委託契約により建築主の委託を受け、その氏名が当該建築物に係る建築確認申請書に記載されます。
- (c) 建築基準法第2条第16号参照。
- (d) 建築基準法第2条第18号参照。
- (e) 建築士法第2条第5項参照。一般的に設計の段階で作成しない現寸図その他これに類するものは、設計図書には含まれません。なお、設計図書には、構造計算書、設備計算書等の計算書が含まれていますが、ガイドラインにおいては、これらの計算書と工事を照合することは想定していません。
- (f) 一般的に工事請負契約において作成することが定められる見積要項書、現場説明書、質問回答書等や指示書、説明図等の設計図書を補足する書類等についても、必要に応じ、工事と設計図書との照合及び確認に際し、使用されるものとしてガイドラインは策定されています。
- (g) 品質管理記録には、自主検査記録（専門検査会社等による検査記録を含む）、施工記録（施工報告書）、試験成績書（試験報告書）、材料搬入報告書、工事写真等があります。  
 一般的に、自主検査とは、工事請負契約に基づいて、工事の各段階で、工事施工者自らが、工事が設計図書及び施工図等（施工計画書等を含む。以下同じ。）のとおりを実施されているかいないかを確認し、適否を判断することをいい、自主検査の内容及びその結果等を書面にしたものを自主検査記録といいます。  
 なお、専門検査会社とは、工事施工者が下請負契約により工事に参加させる、超音波探傷試験、騒音測定、室内空気質測定等の特殊な検査を専門に実施する会社が考えられます。
- (h) 「触診」により確認するものに、シーリング材の硬化状態、手摺等の固定度、配管の異常振動などがあります。また、「聴音」により確認するものには、モルタルやタイルの打音検査、設備機器等の異常音などがあります。

- (i) 「設計図書との照合」の方法については、実務的には、設計意図・設計図書の内容を反映し、より詳細な情報を盛り込んだ施工図等を工事監理者が確認した上で、それらと工事を照合することがあります。この場合であっても、仮にその施工図等に間違いや設計図書と異なる記載があり、工事がそのままなされてしまった場合は、建築士法上の工事監理者の工事監理責任、すなわち、設計図書と照合しなかったために間違いを発見できなかったという責任を免れるわけではありませんので注意が必要です。

### 3. 「工事と設計図書との照合及び確認」の方法

#### (1) 基本的な考え方

工事監理者による「工事と設計図書との照合及び確認」は、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により行うこととされているが、その具体的方法等は、(2) 及び (3) によることが考えられる。(a～e)

#### 【解説】

- (a) 建築士法の規定や旧業務報酬基準（昭和 54 年建設省告示第 1206 号）では、工事監理に関し、具体的な照合、確認の方法等について、特段の定めはありませんが、告示 15 号においては、工事監理の標準的な業務内容として、「確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う」ことが規定されました。
- (b) 書類確認（品質管理記録の確認）は合理的な確認方法の選択肢の一つであり、立会い確認に代えて又は併用することが一般的です。これは、工事施工者が適切な品質管理記録を作成し、適切な時期に提出することを前提としています。そのため、いわゆる監理業務として、工事監理者が工事施工者に対して、その記載内容等について指示や助言を行うことがあります。
- (c) ガイドラインにおいて想定している、書類確認（品質管理記録の確認）を実施する場合の概略イメージ（非木造建築物の場合）を図 3 に示します。
- この場合、
- ① 工事施工者は、工事請負契約により、設計図書に基づいて施工図や施工計画書を作成し、工事監理者に提出します。
  - ② 工事監理者は、施工図等を設計図書と照合・確認します。
  - ③ 工事施工者は、施工図等を基に自らの品質管理（自主検査を含む。）の下に施

工を実施します。

- ④ 工事施工者は、品質管理記録を工事監理者に提出します。
- ⑤ 工事監理者は、これらの品質管理記録を利用しつつ、工事と設計図書との照合及び確認を行います。

なお、立会い確認は⑤の中で適宜実施されることになります。

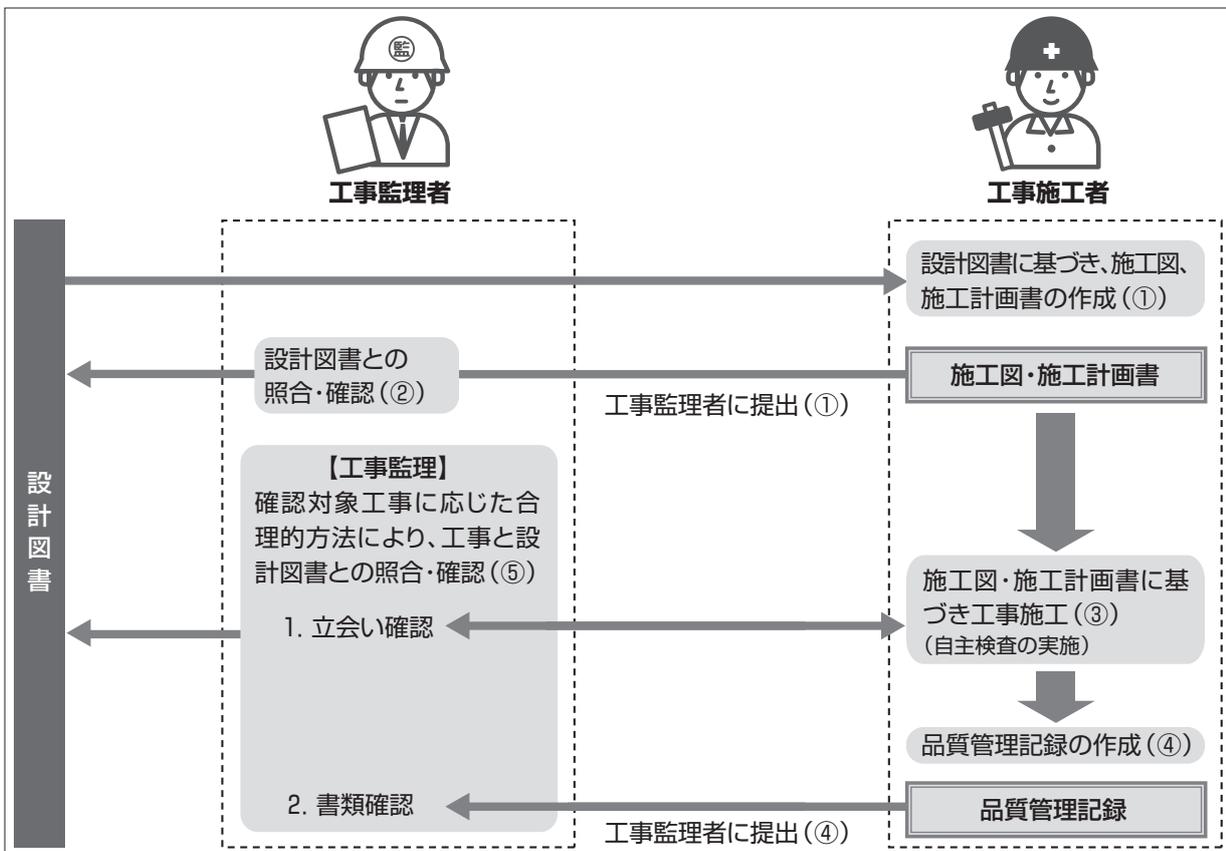


図3：「工事監理」と工事施工者の行為との関係（非木造建築物の場合）

- (d) 十分な品質管理記録が提出されず書類確認ができない場合においては、工事監理者は、他の方法により建築士法上の責任を全うしなければならないことに留意が必要です。

- (e) ガイドラインに示す工事と設計図書との照合及び確認の方法として、工事監理者自らが確認を行うことのほか、工事監理者のいわゆる履行補助者が確認作業を行い、この結果を工事監理者が確認することも考えられますが、この場合、工事監理者は履行補助者の行った確認も含め、全体として責任を負うこととなります。

## (2) 具体的方法等

工事監理者は、立会い確認若しくは書類確認のいずれか又は両方を併用して、「工事と設計図書との照合及び確認」を行う。(a～c)

### ① 立会い確認

原則として、施工の各段階で、その段階で確認する工程について、初回は詳細に確認を実施し、以降は設計図書のとおりを実施されていると確認された(以下「合格した」という。)工程(当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。)については、抽出による確認を実施する。(d)

### ② 書類確認

原則として、施工の各段階で、その段階で提出される品質管理記録の内容について、初回は詳細に確認を実施し、以降は合格した工程(当該工程が合格したときと同じ材料が使われているものに限る。)については、抽出による確認を実施する。(d、e)

### ③ 抽出による確認

立会い確認及び書類確認における抽出を行うにあたっては、それまでの施工状況や提出書類の状況等を踏まえつつ、工事内容や設計内容に応じた効果的な抽出率をその都度設定することとする。(f)

## (3) 記録の整備

工事監理者は、「工事と設計図書との照合及び確認」に当たっては、建築士法第20条第3項の規定による報告書の参考資料として、「工事と設計図書との照合及び確認」を行った記録を整備する。

## 【解説】

(a) 工事の確認を立会い確認で行うのか、書類確認で行うのか、あるいは併用して行うのか、またその実施をいつ行うか等については、工事に即して合理的な方法を工事監理者が自らの責任において的確に判断する必要があります。

なお、工事監理者の都合や事情による恣意的な判断により安易に業務内容を削減させることは好ましくないものと考えられます。また、建築士法上の工事監理

者の責任は、契約上の責任とは別に判断されるものであることにも注意が必要です。

- (b) 建築士法第18条第3項の規定により、工事監理者は、工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告することとなっています。

また、建築士法第20条第5項により、工事監理者は、工事監理に当たって、建築設備士の意見を聴いたときは、同条第3項の規定による報告書（同条第4項前段に規定する方法により報告が行われた場合にあっては当該報告の内容）において、その旨を明らかにすることとなっています。

なお、工事監理において、建築設備士の意見を聴くか否かは建築士の判断に委ねられますが、建築設備に関する知識及び技能を有する建築設備士の意見を聴くことは、工事監理の実効性を高めることに資するものと考えられます。

- (c) 大規模な建築物等においては、意匠、構造、電気設備、機械設備等の専門分野ごとに分担して工事と設計図書との照合及び確認を実施することがあります。このような場合には、確認申請書等において、工事監理者として担当した建築士の氏名等を連名で記載することが考えられます。

- (d) ガイドラインでは、原則として、各工事種別ごとに立会い確認や詳細な書類確認を初回に実施することとしています。以後、同様の工事が繰り返され、初回と同様に間違いのない施工が行われると推定できる場合は、工事監理者の確認が抽出でよいこととしています。こうした確認方法は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（平成19年版）」（以下「国交省標準仕様書」という。）を参考にしています。

- (e) 施工の各段階において、工事請負契約の定めに基づき工事施工者から提出される品質管理記録については、工事監理者において記載範囲、欠落の有無等の確認を行う必要があります。なお、ガイドラインにおいては、機器等の欠陥や認定表示の偽装、品質管理記録の虚偽記載等は想定していません。
- (f) ガイドラインでは、立会い確認や書類確認による照合・確認の抽出率等を定量的に示しておらず、工事監理者が対象工事や設計内容に応じた抽出率をその都度設定することとしています。これは、抽出率は工事内容や設計内容により変動し、また、工事施工者の技量や品質管理能力によっても変わってくるため、これを一律に示すことは難しいことによります。

#### 4. 確認項目及び確認方法の例示一覧

##### (1) 確認項目及び確認方法の例示一覧

建築士法において工事監理とは、「その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりを実施されているかいないかを確認すること」とされ、確認項目や確認方法は定められていないが、個別の工事に応じた「工事と設計図書との照合及び確認」について、確認項目及び確認方法として、それぞれの建築物や工事の種類に応じ、別紙の例示一覧によることが考えられる。(a)

- ① 非木造建築物 建築工事 (別紙1)
- ② 非木造建築物 電気設備工事 (別紙2)
- ③ 非木造建築物 給排水衛生設備工事・空調換気設備工事 (別紙3)
- ④ 非木造建築物 昇降機等工事 (別紙4)
- ⑤ 戸建木造住宅 (別紙5)

#### 【解説】

(a) ガイドラインは本文と確認項目及び確認方法の例示一覧で構成され、本文では、例示一覧の考え方や使用に当たっての注意事項が示されています。したがって、十分に本文を理解したうえで、例示一覧を利用することが必要です。

##### (2) 留意事項

次に掲げる事項に留意すること。

###### ① 「一般共通事項」

「工事の種類別」欄における「1. 一般共通事項」は、それ以降の工事種別に共通の事項であり、それぞれの工事種別の確認に当たっては、当該部分の確認項目等と併せて適用すること。(a)

#### 【解説】

(a) 一般共通事項に記載される項目は、工事種別に共通に適用することとしています。したがって、それぞれの工事種別に示される項目と一般共通事項に示される

項目の両方を確認する必要があります。ただし、一般共通事項に掲げた項目が当該工事に存在しないときは、それは適用しないこととしています。

② 「確認項目」欄

- (イ) 「確認項目」欄に示す項目は、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性により追加し、また各確認項目に該当する対象工種・部位等がない場合等は適用しないこと。(a、b)
- (ロ) 設計図書に特に定めがある場合には、一覧に示す確認内容に項目を加えて、それらに係る確認を行うこと。

【解説】

(a) 確認項目欄に示される項目は、ガイドラインの中核となるものであり、主として以下の考え方にに基づき、項目が選定され、例示されています。

- ・国交省標準仕様書を参考にしている。
- ・一般的な建築物において標準的な確認事項としている。
- ・工事監理者が、実務において現実的に確認できるものとしている。
- ・原則として、対象となる部位の工事が完了した時点で確認する項目を掲げている。

(b) 確認項目欄に示された項目は例示ですので、個々の工事における項目の選定は、当該工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者の責任により行う必要があります。

なお、確認項目欄に示したものから項目を削減する場合は、慎重な対応が求められます。工事監理者の都合や事情による恣意的な判断により安易に業務内容を削減させることは好ましくないものと考えます。

③ 「具体的な確認方法」欄について

複数の確認方法が併記されている場合には、これらの確認方法のいずれか一つ又は複数の方法の組み合わせにより確認を行うこと。なお、いずれの方法を採用するかについては、工事の状況や工事監理の対象となる建築物の特性に応じて、工事監理者が合理的であると判断した方法を選択すること。(a、b)

【解説】

(a) 具体的な確認方法は、工事監理者が決定しますが、確認した部位に問題が生じた場合の影響の大きさや重大さにも配慮が必要です。例えば、建築物の安全性に関する部位や事項については重要なものと考えられるので、書類確認のみではなく適宜立会い確認を行う方が望ましいといえます。

(b) 「計測による立会い確認」「試験による立会い確認」等の記載は、原則として、設計図書に基づいて工事施工者が行う計測や試験等に工事監理者が立ち会うことにより、工事と設計図書との照合及び確認を行うこととしています。もちろん、必要に応じて、工事監理者自らが計測・試験等を実施しても差し支えありません。

「○○○による書類確認」の「○○○」には各工事において書類確認の対象となる品質管理記録を例示しており、工事監理者は、この例示を参考に、工事監理の対象に応じた合理的な書類を選定・利用し、書類確認を行うこととしています。したがって、工事監理者は、合理的な確認ができると考えられる品質管理記録を適宜追加し、設計図書の定めにより工事施工者に提出を求める必要があります。

これらの書類は、工事請負契約に基づいて、工事施工者自らが品質管理を実施したうえで、その内容・結果等を記録として作成し、適切な時期に工事施工者から工事監理者に提出されるものです。品質管理記録が適切な時期に提出されるよう、広義の監理業務として工事監理者が工事施工者に対して指示や助言を行うことがあります。



# 参考資料

# Ⅲ

## 参考資料

### Ⅲ-1 国土交通省告示第15号（抜粋）

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十五条の規定に基づき、建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準を次のように定める。

平成21年1月7日

国土交通大臣 金子 一義

（一部改正 平成21年6月4日国土交通省告示第612号）

- 第一 業務報酬の算定方法 （略）
- 第二 業務経費 （略）
- 第三 技術料等経費 （略）
- 第四 直接人件費等に関する略算方法による算定 （略）

#### 別添一

標準業務は、設計又は工事監理に必要な情報が提示されている場合に、一般的な設計受託契約又は工事監理受託契約に基づいて、その債務を履行するために行う業務とし、その内容を以下に掲げる。

- 1 設計に関する標準業務 （略）

## 2 工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務

### 一 工事監理に関する標準業務

前項第二号ロに定める成果図書に基づき、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認するために行う次に掲げる業務をいう。

項目		業務内容
(1) 工事監理方針の説明等	(i) 工事監理方針の説明	工事監理の着手に先立って、工事監理体制その他工事監理方針について建築主に説明する。
	(ii) 工事監理方法変更の場合の協議	工事監理の方法に変更の必要が生じた場合、建築主と協議する。
(2) 設計図書の内容の把握等	(i) 設計図書の内容の把握	設計図書の内容を把握し、設計図書に明らかな、矛盾、誤謬、脱漏、不適切な納まり等を発見した場合には、建築主に報告し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認する。
	(ii) 質疑書の検討	工事施工者から工事に関する質疑書が提出された場合、設計図書に定められた品質(形状、寸法、仕上がり、機能、性能等を含む。)確保の観点から技術的に検討し、必要に応じて建築主を通じて設計者に確認の上、回答を工事施工者に通知する。
(3) 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告	(i) 施工図等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工図(躯体図、工作図、製作図等をいう。)、製作見本、見本施工等が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
	(ii) 工事材料、設備機器等の検討及び報告	設計図書の定めにより、工事施工者が提案又は提出する工事材料、設備機器等(当該工事材料、設備機器等に係る製造者及び専門工事業者を含む。)及びそれらの見本が設計図書の内容に適合しているかについて検討し、建築主に報告する。
(4) 工事と設計図書との照合及び確認		工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。

(5) 工事と設計図書との照合及び確認の結果報告等	工事と設計図書との照合及び確認の結果、工事が設計図書のとおりを実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりを実施するように求め、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。なお、工事施工者が設計図書のとおりに施工しない理由について建築主に書面で報告した場合においては、建築主及び工事施工者と協議する。
(6) 工事監理報告書等の提出	工事と設計図書との照合及び確認を全て終了後、工事監理報告書等を建築主に提出する。

## 二 その他の標準業務

前号に定める業務と一体となつて行われる次に掲げる業務をいう。

項 目		業務内容
(1) 請負代金内訳書の検討及び報告		工事施工者から提出される請負代金内訳書の適否を合理的な方法により検討し、建築主に報告する。
(2) 工程表の検討及び報告		工事請負契約の定めにより工事施工者が作成し、提出する工程表について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(3) 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告		設計図書の定めにより、工事施工者が作成し、提出する施工計画（工事施工体制に関する記載を含む。）について、工事請負契約に定められた工期及び設計図書に定められた品質が確保できないおそれがあるかについて検討し、確保できないおそれがあると判断するときは、その旨を建築主に報告する。
(4) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告等	(i) 工事と工事請負契約との照合、確認、報告	工事施工者の行う工事が工事請負契約の内容（設計図書に関する内容を除く。）に適合しているかについて、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的な方法により確認を行う。なお、確認の結果、適合していない箇所がある場合、工事施工者に対して是正の指示を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する。
	(ii) 工事請負契約に定められた指示、検査等	工事請負契約に定められた指示、検査、試験、立会い、確認、審査、承認、助言、協議等（設計図書に定めるものを除く。）を行い、また工事施工者がこれを求めたときは、速やかにこれに応じる。

	(iii) 工事が設計図書の内容に適合しない疑いがある場合の破壊検査	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しない疑いがあり、かつ、破壊検査が必要と認められる相当の理由がある場合にあつては、工事請負契約の定めにより、その理由を工事施工者に通知の上、必要な範囲で破壊して検査する。
(5) 工事請負契約の目的物の引渡しの立会い		工事施工者から建築主への工事請負契約の目的物の引渡しに立会う。
(6) 関係機関の検査の立会い等		建築基準法等の法令に基づく関係機関の検査に必要な書類を工事施工者の協力を得てとりまとめるとともに、当該検査に立会い、その指摘事項等について、工事施工者等が作成し、提出する検査記録等に基づき建築主に報告する。
(7) 工事費支払いの審査	(i) 工事期間中の工事費支払い請求の審査	工事施工者から提出される工事期間中の工事費支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。
	(ii) 最終支払い請求の審査	工事施工者から提出される最終支払いの請求について、工事請負契約に適合しているかどうかを技術的に審査し、建築主に報告する。

別添二 以下 略

## Ⅲ-2 「工事監理と監理の関係」及び「工事監理ガイドラインと告示第15号の関係」イメージ図

<b>監 理</b> (監理者の業務)					
告示第15号					
別添一 第2項「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務」				別添四 第2項 「工事監理に関する標準業務及びその他の標準業務に付随する標準外の業務」 一～三	告示第15号 に含まれない 追加的な業務
一 「工事監理に関する標準業務」			二「その他の標準業務」		
項目 (1)～(3)	建築士法による工事監理者の法定業務				
	項目(4) (建築士法第2条第7項に対応) <b>工事監理</b>	項目(5) (建築士法第18条第3項に対応)	項目(6) (建築士法第20条第3項に対応)		

(4) 工事と設計図書との照合及び確認	工事施工者の行う工事が設計図書の内容に適合しているかについて、設計図書に定めのある方法による確認のほか、目視による確認、抽出による確認、工事施工者から提出される品質管理記録の確認等、確認対象工事に応じた合理的方法により確認を行う。
---------------------	---



工事監理ガイドラインの取扱い範囲

## Ⅲ-3 工事監理ガイドラインQ&A

### 【工事監理編】

**Q** 工事監理はどうして必要なのですか。

**A** 建築物の安全性の確保及び質の向上を図るためには、専門能力を有する技術者が建築工事と設計図書を照合し、それが設計図書のとおり実施されているかいないかを確認すること（工事監理）が求められます。このため、建築士法では、工事監理を、設計とともに最も基本的な建築士の業務として、独占業務としています。

**Q** 設計・施工を一括で請け負った場合でも、工事監理は必要なのでしょうか。

**A** 工事監理者が、建築主との個別の契約に基づき、建築士法の定めにより行う工事監理と、工事施工者が建築主からの工事請負契約に基づき行う自主検査等は、その意味合いが異なるものです。

したがって、設計・施工を一括で請け負った場合であっても、工事監理は必要となります。

**Q** 建築物の品質確保は工事監理者の業務のみでは不十分と思いますが、どう考えますか。

**A** 建築物の安全性の確保及び質の向上は、設計、工事監理、施工それぞれの業務において、専門能力を有する技術者が適切に業務を遂行することにより実現するものです。それに加えて、行政（関係機関）も確認を行います。

### 【工事監理ガイドライン編】

**Q** 工事監理ガイドラインとは何ですか。

**A** 業務報酬基準（平成 21 年国土交通省告示第 15 号）において、工事監理（工事と設計図書との照合及び確認）の標準業務内容に示される「確認対象工事に応じた合理的方法」を具体的に例示したものです。

**Q** 工事監理ガイドラインの対象工事はどうなっていますか。

**A** ①構造：戸建木造住宅以外（いわゆる非木造）、戸建木造住宅（軸組工法、枠組壁工法）②工事種別：建築工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事、空調換気設備工事、昇降機等工事で建築物の新築工事に係る工事を対象としています。

**Q** 工事監理ガイドラインに定められた工事監理を行わないといけないのですか。

**A** 具体的な工事監理などの業務内容は、あくまでも、個別の契約において、当事者間の合意に基づいて定められるべきものです。このガイドラインはその際に参考としていただきたいもので、これに基づくことが強制されるものではありません。

**Q** 工事監理のガイドラインに沿った工事監理を行えば、建築士の業務責任は果たせることになるのでしょうか。

**A** 適正な工事監理は、このガイドラインを参考に当該工事の特性（規模、難易度等）に応じて、工事監理者である建築士が確認対象工事に対応した合理的方法を判断し、的確に決定することが求められます。

**Q** 工事監理ガイドラインにおいて、書類確認はどういった位置づけになっていますか。

**A** 工事監理者の書類確認は、工事そのものを直接見るのではなく、工事請負契約の定めにより工事施工者から提出される品質管理記録を基に行うもので、これは、合理的な確認方法の選択肢の一つと考えられます。

**Q** 工事監理ガイドラインにおいて、抽出による確認はどのように行えばよいですか。

**A** 施工の各段階において、原則として、初回は確認を実施し、これに合格した工程と同じ材料及び工法により施工される工程は、以後、抽出による確認を行うこととしています。

**Q** 工事監理ガイドラインにおいて、工事監理者が立会い検査や書類検査により確認する頻度はどう考えればよいですか。

**A** 立会い検査や書類確認による照合・確認の抽出率等を具体的な数字で定量的に示すことはしていません。これは、工事内容や設計内容などにより必要と考えられる抽出率は変動し、一律に示すことは難しいことによります。

#### 【その他】

**Q** 今回創設された「構造設計一級建築士／設備設計一級建築士」は、工事監理においてもその関与が義務づけられるのでしょうか。

**A** 構造設計一級建築士及び設備設計一級建築士は、設計に関し新たに創設された制度であり、工事監理においてその関与は義務づけられていません。

## Ⅲ-4 工事監理ガイドライン策定委員会名簿

(敬称略 平成21年3月時点)

### 【工事監理ガイドライン策定委員会 委員名簿】(五十音順)

委員長	大森 文彦	東洋大学法学部 教授・弁護士
委員	秋山 哲一	東洋大学工学部建築学科 教授
	大松 敦	(株)日建設計プロジェクト開発部門副代表 プロジェクトマネジメント室長 【(社)日本建築家協会】
	岡本 賢	(株)久米設計 代表取締役会長 【(社)日本建築士事務所協会連合会】
	金箱 温春	(有)金箱構造設計事務所 代表取締役 【(社)日本建築構造技術者協会】
	亀田 傑	住友林業(株)品質保証部 副部長 【(社)日本木造住宅産業協会】
	竹田 勉	(株)竹中工務店設計本部情報・監理担当 副部長 【(社)建築業協会】
(幹事会幹事長)	豊田 鐵雄	(株)日建設計 理事 監理部門技師長 【(社)日本建築家協会】
	平川 清	ひらかわ環境デザイン 所長 【(社)日本設備設計事務所協会】
	平野 吉信	広島大学大学院工学研究科社会環境システム専攻建築計画学講座 教授
	古阪 秀三	京都大学大学院工学研究科建築学専攻建築社会システム工学分野 准教授
	峰政 克義	(社)日本建築士会連合会 副会長 【(社)日本建築士会連合会】
	森脇 秀樹	積水化学工業(株)住宅カンパニー技術部設計・施工部 担当部長 【(社)プレハブ建築協会】
オブザーバー	吉野 裕宏	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 営繕技術基準対策官
	大町 徹	〃 営繕部設備・環境課 企画専門官
	小黒 賢一 (前任)	
	井上 俊之	国土交通省住宅局 建築指導課長

【工事監理ガイドライン策定委員会幹事会 委員名簿】

幹事長	豊田 鐵雄	(株)日建設計 理事 監理部門技師長 【(社)日本建築家協会】
委員	秋山 哲一	東洋大学工学部建築学科 教授
	内村 裕一	大成建設(株)住宅事業本部 CS 推進室長 【(社)プレハブ建築協会】
	岡本隆之祐	(株)山下設計技術管理室 常任顧問 【(社)日本建築構造技術者協会】
	佐々木宏幸	(株)荒井設計 代表取締役社長 【(社)日本建築士事務所協会連合会】
	関 武	近藤建設(株)住宅統括部住宅工事グループ マネージャー 【(社)日本木造住宅産業協会】
	張村 高夫	清水設計(株)設計・プロポーザル統括工事監理部監理1グループ 主査 【(社)建築業協会】
	平林 智徳	(有)アイテム建築研究所 代表取締役 【(社)日本建築士会連合会】
	柳原 正伯	(株)竹中工務店東京本店設計部監理グループ 課長 【(社)建築設備技術者協会】
オブザーバー	福岡 和弥	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐
	高橋 武男 (前任)	
	木嶋真二郎	国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 施工基準係長
	寺田 稔	〃 営繕部設備・環境課 課長補佐
	伊藤 誠恭	〃 営繕部設備・環境課 課長補佐
	宿本 尚吾	国土交通省住宅局建築指導課 企画専門官
	大島 敦仁	〃 建築指導課 課長補佐

【事務局】

浅野 宏	(財)建築技術教育普及センター	副理事長
港 以知郎	〃	企画部長
十文字 剛	〃	企画部 企画課長
山下 典子	〃	企画部 企画課長代理
藤原 美香	〃	企画部 企画課

---

---

平成21年度

改正建築士法 講習会

工事監理ガイドライン 講習会テキスト

平成21年9月25日 初版発行

編集 財団法人建築技術教育普及センター

発行 一般社団法人 新・建築士制度普及協会(平成29年3月31日解散)

Printed in Japan

※本書の一部又は全部を無断で複写、複製、転載あるいは電子媒体等に入力することを禁じます。